

Q 1 本年 3 月の大阪市会で法人化関連議案が可決されましたが、その際、お手元にお配りした資料のとおり、7 項目の附帯決議が付されました。

知事は、先の 5 月定例会の健康福祉常任委員会で、私の質問に対して、「府市で設置するタスクフォース会議においてしっかり協議するように健康医療部に指示している。附帯決議の重さというのも理解している」と答弁されました。

この間、タスクフォース会議でも検討されてきたはずですが、市会の附帯決議で指摘されている内容の具体化に反映していくよう、どのような努力をされてきましたか。

A 1 (三枝健康医療部副理事)

- 大阪市会の附帯決議については府市ともに真摯に受け止めており、5 回のタスクフォース会議の中で、附帯決議の内容を反映できるよう議論を深めるとともに、法人評価委員会でご審議をいただいた。
- 先ほど中村委員より大阪市会の附帯決議の資料を配布いただいたが、まず、附帯決議の 2 については、中期目標案に、「公衆衛生の向上を目指し、健康危機に対して平常時及び緊急時における役割を果たす機関であることを十分に踏まえ、人材の育成及び評価を行うこと。」と加筆するとともに、附帯決議 4、5 については、「大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること」と加筆した。
- なお、附帯決議 1、3、6 については、新法人の共同設立団体である府と市が連携を図りつつ、人員の確保、運営費交付金の予算確保に努めていく。

【機能強化を進めていく上での懸念①】

Q 2 市会の7つの附帯決議はいずれも、地方独立行政法人の運営に係る極めて重要なものです。

しかしながら、私は、2つの地方衛生研究所を統合・独法化してしまうと、深刻な健康危機事象が発生した場合に、本当にうまく新研究所が役割を果たしうるのか疑問に思います。

本年8月に取りまとめられたタスクフォース会議経過報告書によれば、新研究所の機能強化のイメージとして、「信頼性確保の専門部署」や「健康危機管理情報の専門部署」の設置が記載されていますが、このような部署の設置は、独法化しなくとも、やろうとすれば直営でも十分可能なことです。

改めて確認しますが、なぜ直営のままではいけないのか、説明してください。

A 2 (三枝健康医療部副理事)

- 新研究所では、府内で大規模な感染症、食中毒等が発生した際に、政令市、中核市の区域を越えた広域的、統一的な対応が容易になるなど、府域全体のセーフティネットを高めることが可能となる。
- 地方独立行政法人化後では、人員配置や予算単年度主義が緩和されるため、人材や資金等の機動的かつ弾力的な運営が可能になる。
- 以上のような理由により、府市の研究所においては、統合・地方独立行政法人化を進めることとした。

【機能強化を進めていく上での懸念②】

Q 3 先ほどのタスクフォース会議経過報告書によれば、「疫学調査研究チームの設置」も 想定されています。

しかし、実地疫学調査については、感染症法上、公務員の身分を持つ医師や保健師が行うこととされておりまして、独法では、これらの業務ができないと思います。

独法化し、新研究所としてどのように展開していくつもりなのか。

A 3 (三枝健康医療部副理事)

- 感染症法上の疫学調査については、知事の責務であり、大阪府職員の業務である。
- 一方、新研究所においては、専門家集団として保健所等を指導・協力することにより、さらに高度な疫学調査が可能となると考えている。

【機能強化を進めていく上での懸念③】

Q 4 また、「府内全中核市への支援」についても機能強化の一つに挙げられていますが、中核市の立場からは、同じ自治体同士であり、独法の研究所よりも広域自治体の研究所から支援を受ける方が連携を進めていく上で効果的と考えられます。この点、健康医療部の見解はどのようなのですか、伺いたい。

A 4 (三枝健康医療部副理事)

- 府内には、感染症法等、公衆衛生分野において都道府県と同様の権限を有する中核市が現在4つあり、今後も増加していくことが見込まれている。しかしながら、比較的規模の小さい中核市においては、専門人材の確保、育成、検査能力の水準確保等、公衆衛生業務の技術的な水準を保ち続けていくことは相当な負担であり、レベルの違いが生じてくると考えている。
また、行政区域を超えた公衆衛生上の事案が発生することも多く、統一的な対応に苦慮する事案も少なくない。
- このように、大阪は、他府県と異なる特有の事情を抱えており、府域全体でセーフティネットを確保していく観点から、多くの専門人材と豊富なノウハウを蓄積した地方独立行政法人の新研究所において、中核市からの支援ニーズに対応できる仕組みを構築してまいりたい。

【結び】

知事は、東の都衛研である東京都健康安全研究センターに匹敵する「西日本の拠点」としての地方衛生研究所を整備したい、と発言されています。

本当に東京都をモデルに大阪に機能強化された地方衛生研究所を整備したい、というのであれば、私は、それは東京と同様に、直営で展開すべきであると思います。

地方衛生研究所は、保健所や中核市としっかりと連携し、府民の生命と健康を守る極めて重要な施設であり、行政処分といった公権力の行使の背景となる科学的支援を行っています。

我が会派はこれまで両研究所の統合・独法化に反対してきましたが、これまで縷々指摘申し上げてきたように、やはり様々な問題を抱えており、こうした方向性は見直すべきものと思うということを申し上げておきます。